

仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、岡山県広域水道企業団（以下、「企業団」という。）において、令和元年度に購入する応急復旧用備蓄資材について適用する。

(納入期限)

第2条 納入期限は、令和2年3月24日（火）までとする。また、納入日は原則平日9:00から16:00の間とし、企業団係員（以下、「係員」という。）と協議して取り決めるものとする。

(数量及び納入場所)

第3条 数量：応急復旧用備蓄資材1式（詳細別紙1）
納入場所：岡山市東区寺山650 岡山浄水場内指定場所
（詳細別紙2-1～2-5）

(搬入・納品方法)

第4条 指定場所への搬入・納品方法については、予め計画書を作成した上で係員と協議し、係員の了解を得ること。

2 納入者は、指定の場所へ搬入すること。搬入については、各名称、数量、納入場所を明記した納品書または製造者の受検証明書等を係員に納付し、その検印を受けなければならない。

3 納入者は、運搬中、製品に損傷を与えないよう十分な荷造りを行い、細心丁寧な取扱いをしなければならない。現場搬入の際、異状が認められ、その原因が運搬及び降ろし方により生じたものと考えられたときは、再製作又は手直しを命ずる。これらに要する費用は、すべて納入者の負担とする。

(品質)

第5条 JWWA規格のものについては、日本水道協会の受検証明書、それ以外のものについては、社内検査証明書等を提出すること。

(納品書及び請求書等)

第6条 納入時に納入者は、納品書を係員に提出し、請求書は係員へ郵送又は持参しなければならない。

(納入時の注意事項)

第7条 納入にあたって、納入者は納入仕様書（材質、形状、寸法等を記載）を作成して提出し、係員の承諾を得たものを納品すること。

2 納入者は納入時、材料確認書を作成し、係員の立ち会いのもと納入仕様の確認及び動作状況等の検査を受けなければならない。

3 前項の係員による確認及び検査で不適合となった場合は、無償ですみやかに交換又は修理を行わなければならない。

4 納品場所へ納入する際には、床面にコンパネを敷く等養生を行ったうえで荷降ろしをおこなうこと。

(その他)

第8条 納入する製品については、未使用であるものとする。従って、中古または中古部品を使用したものは認めない。

2 本仕様書に定めない事項について疑義、不明点が生じた場合は、係員の指示に従うこと。